

## 令和7年度県有施設太陽光発電設備整備事業(PPA)に係る質問に対する回答

2025/9/5

番号	カテゴリ	該当ページ	該当項目	質問内容	回答
1	1.公募公告	1	2応募資格(2)	当社とSPCで共同提案を行う場合、PPA事業者が代表にならなければならないのか。	本事業における共同事業者の代表者とは、電力調達契約など本事業の大部分を主体的に行う者となります。よって、SPC(特別目的会社)が本事業の大部分を主体的に行う者でなければ、共同事業者の代表者にはなりません。
2	1.公募公告	1	2応募資格(2)	SPCが直接香川県と契約を結ばない場合、当該SPCは共同提案者になれるのか。	直接香川県と電力調達契約を結ばない場合であっても、共同事業者になりえます。
3	1.公募公告	2	3応募方法(2)	SPCが共同提案者になる際、応募資格に適合するかの証明は必要か。 また、その際SPCは設立して間もない為、納税証明と財務諸表において提出できる書類がございませんが、その場合の適合証明書類は法人証明と登記事項証明のみで良いのか。	グループの場合は、参加するすべての法人が「2 応募資格」の(1)～(8)のすべてに該当するとともに、参加する法人のうち1者以上が(9)に該当する者であることを条件とします。そのため、共同事業者に該当する者は、応募資格要件に適合することを証明する書類の提出が必要です。設立して間もない会社については、財務諸表による応募資格(6)の要件に適合しているかの確認ができないため、参加が認められません。
4	1.公募公告	3	8企画提案書の作成(2)	当社がSPCとリースバック契約を行い、当社が香川県とPPA事業を行う際、財務諸表がないSPCは共同事業者にはなりえないが、協力事業者としてスキーム上に存在できるのか。	協力事業者として、SPCをスキーム上に含めて支障ありません。
5	1.公募公告	3	8企画提案書の作成(2)	スキーム上に存在できる場合、協力事業者も参加資格に必要な書類を同様にそろえる必要があるのか。	協力事業者においても、応募資格要件に適合することを証明する同等の書類を求める場合があります。
6	1.公募公告	3	8企画提案書の作成(1)	公募広告の8-カについて、補助上限額の記載があるがこの金額は補助金として交付される金額の上限額なのか、それとも事業実施に必要な事業費の上限金額なのか、どちらの認識が正しいかお教えいただけませんか。	補助金として交付される金額の上限額です。
7	1.公募公告	3	7施設確認	現地調査は期間内であれば、複数回実施してもよいのでしょうか。	1施設1回のみとします。
8	4. その他			現地調査に行った際、いただいた電気図面と実際にある設備が異なることがあった。各施設の新しい電気図面をいただくことは可能でしょうか。私共の見間違いでなければ、少なくとも香川中央高校と高松桜井高校は新しく設備が導入されているかと考えております。	別途、提供いたします。
9	1.公募公告	4	8 企画提案書の作成(1)事業の実施内容 カ	「県有施設太陽光発電設備整備事業(PPA)補助金」の採択決定後に工事着工する必要がありますが、当該補助金の交付決定時期をご教示願います。(当該補助金交付決定日～R7年度末が工事および支払完了を含む補助金対応の実施時期となり、納期・施工期間等の対応可否を確認するため)	県有施設太陽光発電設備整備事業(PPA)補助金交付決定時期は、補助金交付申請書及び必要書類を提出いただく時期に左右されます。提出から書類の確認等におおむね10日ほどを見ていただければと思います。

10	1.公募公告	6, 7	14 契約書作成の要否 16 契約の相手方 18 スケジュール	18スケジュールに記載の協定書締結とは14・16で示される契約書および契約との理解でよろしいでしょうか。 なお、契約書とは一般的なPPA契約書との理解ですが、契約書と協定書が異なる場合、各施設との契約締結時期およびPPA契約書とは異なる協定書の内容をご教示願います。	14・16で示している契約書は、各施設との電力調達契約のことであり、18スケジュールの協定書締結とは異なるものです。 協定書とは、県有施設太陽光発電設備整備事業(PPA)について、事業化に向けた詳細協議を行うため、電力調達契約締結までの義務その他必要な事項について定めることを目的として締結するものであり、その締結は、事業者決定後の9月後半から10月頃、また、契約書の締結は、来年3月下旬頃を予定しています。
11	2.仕様書	2	3設備工事前の調査・手続き(2)設備容量検討	各施設において、既設太陽光設置は無しとの認識でよろしいでしょうか。 (現地は確認しましたが、念のための質問です。)	お見込みのとおり。
12	2.仕様書	2	3設備工事前の調査・手続き(3)構造調査	構造安全性については、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説により産業技術センター「Ⅲ類」、学校「Ⅱ類」との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
13	2.仕様書	2	3設備工事前の調査・手続き(3)構造調査	台風等の気象条件への耐久性とは 風圧:基準風速34m/s との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
14	2.仕様書	3	5工事の実施(工事における配慮事項・安全対策・停電対応)カ	施設の行事予定や点検、維持管理、設備更新の時期は施設管理者と協議の上、工事計画を行うとの認識でよろしいでしょうか。 既に決定済みもしくは検討中の計画がございましたらご教示願います。	前段、お見込みのとおり。 施設の行事予定や既に決定している工事については、別途、提供いたします。
15	2.仕様書	3	5工事の実施(工事における配慮事項・安全対策・停電対応)カ	施工計画に関して、土・日・祝日の工事は可能との認識でよろしいでしょうか。	可能ではありますが、施工日程については、施設側と十分協議の上、決定してください。ただし、職員立会いが必要な場合は、平日にお願いする場合があります。
16	2.仕様書	4	5工事の実施(工事における配慮事項・安全対策・停電対応)シ	太陽光発電設備設置工事では停電は必ず発生します。そのため、各施設の停電時に給電が必須となる設備名称および各設備の電気容量をご教示願います。	別途、提供いたします。

17	2.仕様書	4	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 イ	電気主任技術者の用意とは、施設の電気主任技術者に追加点検を依頼する形でも問題ないでしょうか。また、その場合、電気保安料金の増額分についてはPPA料金から差し引く形の清算でもよろしいでしょうか。	お示しいただいた内容を含めたご提案としていただければ、その項目も含めて審査をいたします。
18	2.仕様書	5	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 エ	協力とはあくまでも物品購入や工事を要さない原因究明の支援であり、原因究明の協力で費用を要する場合は県のご負担でご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、費用を要する協力の依頼は想定しておりません。
19	2.仕様書	5	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 コ	大規模地震と大型台風の定義は 大規模地震:震度6弱以上 大型台風 :風速15m/s以上の半径が500km以上の認識でよろしいでしょうか。	特に定義はありませんが、大規模地震:震度6強~7程度、大型台風は風速15m/s以上の半径が500km以上を想定しています。
20	2.仕様書	5	6電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 サ	自立運転機能は太陽光発電設備からの供給となるため、雨や曇りの際は発電できませんがその前提での対応で問題ないでしょうか。	支障ありません。
21	2.仕様書	7	別添導入実施検討対象施設【各施設共通】①	当該施設内で、工事期間中に他の工事が施行される場合は、相互に連携し協力しながら進めることとありますが、既に決定済もしくは検討中の他の工事予定がございましたらご教示願います。	既に決定している工事については、別途、提供いたします。
22	2.仕様書	7	別添導入実施検討対象施設【各施設共通】②	仮設トイレ、仮設の資材置き場は施設の敷地内に設置できるとの認識でよろしいでしょうか。	可能ではありますが、設置範囲・時期によっては、対応できない場合があります。量・時期については、施設側と十分協議の上、決定してください。
23	2.仕様書	7	別添導入実施検討対象施設【各施設共通】③	作業員用駐車場は別添に注釈のある高松高等学校以外の施設に関してはご用意いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	可能ではありますが、車種や車両数によっては、対応できない場合があります。

24	4. その他			<p>アスベスト対策に関し、各施設の石綿含有建材調査資料を閲覧させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>改修工事の際などにアスベスト分析調査を行っている施設については、閲覧可能です。</p>
25	4. その他			<p>今回、令和8年3月31日の完了となっております。 川部みどり園に関して、ソーラーカーポート設置を行う上で、確認申請手続きが必要になりますが、今回の計画用地の用途地域が、特定用途制限地域のため、敷地内高さ10mを超える建物がある場合は、建築審査会による許可申請手続きが必要となります。しかし、建築審査会は偶数月のみ開催となり、優先交渉権者決定後、申請図面・申請書類を作成したのち、高松市建築指導課への提出になりますが、この手続きをおこなうと、2月審査会、のち許可になると、3月中に確認申請の済証までになります。 その場合、施工が来年の3月末までに完了できません。納期の変更は可能ですか。</p>	<p>ご指摘のとおり、建築審査会及び建築確認申請の手続きが必要となりますが、本事業においては、納期の変更はできません。</p>